

投資信託説明書 (交付目論見書)

使用開始日 2026.9.15

NISA 対象

成長投資枠

※販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にご確認ください。

エマージング株式オープン

追加型投信／海外／株式

※ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

商品分類		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
追加型	海外	株式

属性区分				
投資対象資産	決算 頻度	投資対象 地域	投資形態	為替 ヘッジ
その他資産 (投資信託証券) (株式 一般)	年2回	エマージング	ファミリー ファンド	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ(<https://www.imaj.or.jp/>)でご覧いただけます。

- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
- 本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの約款の内容の重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
- ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- 請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。(請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。)

この目論見書により行う「エマージング株式オープン」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年3月13日に関東財務局長に提出しており、2026年3月14日に効力が生じております。

委託会社:三菱UFJアセットマネジメント株式会社
ファンドの運用の指図等を行います。

金融商品取引業者:関東財務局長(金商)第404号

設立年月日:1985年8月1日

資本金:20億円

運用投資信託財産の
合計純資産総額

66兆3,945億円
(2026年6月30日現在)

ホームページアドレス

<https://www.am.mufig.jp/>

お客さま専用フリーダイヤル

0120-151034 (受付時間:営業日の9:00~17:00)

受託会社:三菱UFJ信託銀行株式会社
ファンドの財産の保管・管理等を行います。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

信託財産の成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

① エマージング・カントリー（新興国）^{*1}の株式等^{*2}を主要投資対象とします。

- 株式等の組入比率は、原則として高位を保ちます。

* 1 【エマージング・カントリー（新興国）】

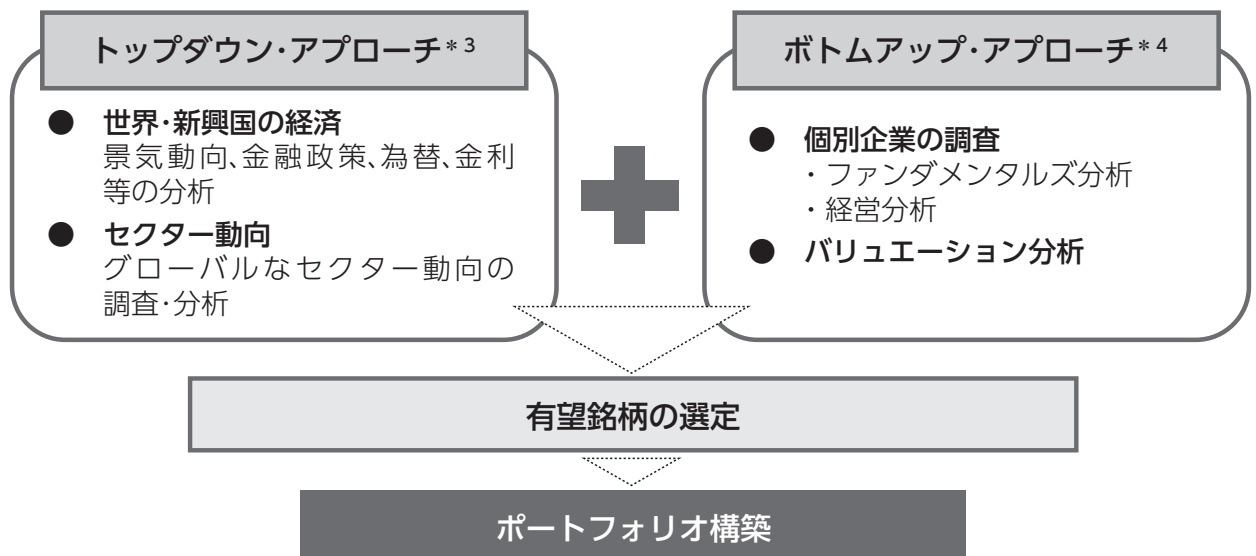
一般的に、先進国と比較すると証券市場は未発達なものの、経済成長の著しい、あるいは可能性の高い新興諸国を指します。

* 2 【株式等】

預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）およびカバード・ワラント（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるオプションを表示する証券または証券のうち株式に係るものをいいます。）等を含みます。当ファンドが投資を行う株式、預託証券、カバード・ワラント等は、米ドル建等の先進国通貨にて発行・取引される場合があります。

※ 重大な投資環境の変化が生じた場合には、信託財産の保全の観点から、委託会社の判断により主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

② トップダウンとボトムアップの2つのアプローチを融合し、ポートフォリオを構築します。



* 3 【トップダウン・アプローチ】

運用方針の決定プロセスの一つです。まずマクロ分析により、景気、金利、為替といった経済全体に関わる要因を予測し、国別配分を決定し、次に株式、債券、為替などの資産別配分を決定し、具体的な組み入れ銘柄を決定していく方法です。

* 4 【ボトムアップ・アプローチ】

投資対象となる個別企業の調査、分析に裏付けられた投資判断をもとに銘柄選定を行い、その積み上げによりポートフォリオを構築していく方法です。

- 原則として、為替ヘッジは行いません。
- MSCI エマージング・インデックス（配当込み、円換算ベース）をベンチマークとします。
MSCI エマージング・インデックス（配当込み、円換算ベース）は、MSCI エマージング・インデックス（配当込み、米ドルベース）（出所：MSCI）の営業日前日の指数を営業日当日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により三菱UFJアセットマネジメントが円換算したうえ、当ファンドの設定時（2007年12月14日）を10,000ポイントとして指数化したものです。
ベンチマークを上回る投資成果をあげることを保証するものではありません。
当該ベンチマークに採用されている以外の新興国の株式等に投資する場合があります。

※投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。)の発生を含む市況動向や資金動向、残存信託期間等の事情によっては、①、②のような運用ができない場合があります。

③ ウェリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーおよびウェリントン・マネージメント・インターナショナル・リミテッドに運用指図に関する権限を委託します。

- ウェリントン・マネージメント・グループ・エルエルピーは、1928年に創業した米国最古の運用機関の一つです。
- ウェリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー(所在地:米国マサチューセッツ州ボストン市)およびウェリントン・マネージメント・インターナショナル・リミテッド(所在地:英国ロンドン市)は、ウェリントン・マネージメント・グループ・エルエルピーが間接的に100%出資する法人です。
- 徹底したリサーチを行い、グローバルな視点から、新興国株式運用チームがポートフォリオ管理を行います。

④ 年2回決算を行い、収益の分配を行います。

- 毎年6月13日および12月13日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

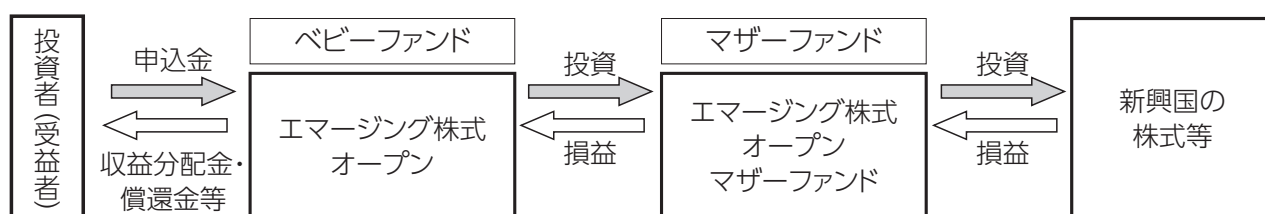
【収益分配方針】

- ・分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ・委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。
- ・原則として、配当等収益の水準を考慮して分配します。
(ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わない場合もあります。)

*将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

■ファンドのしくみ

ファミリーファンド方式により運用を行います。



ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。

● 主な投資制限

マザーファンドへの投資	マザーファンドへの投資割合は、制限を設けません。
株式への投資	株式への実質投資は、制限を設けません。
同一銘柄の株式への投資	同一銘柄の株式への実質投資は、当ファンドの純資産総額の10%以内とします。
外貨建資産への投資	外貨建資産への実質投資は、制限を設けません。
デリバティブ	デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。



投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

株価変動 リスク

株式の価格は、国内および国際的な政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等の影響を受け変動します。株式の価格が変動すれば当ファンドの基準価額の変動要因となります。

為替変動 リスク

当ファンドは、主に米ドル建および新興国の通貨建等の有価証券に投資しています（ただし、これらに限定されるものではありません。）。外貨建資産に投資を行いますので、投資している有価証券の発行通貨が円に対して強く（円安に）なれば当ファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く（円高に）なれば当ファンドの基準価額の下落要因となります。

信用リスク

投資している有価証券等の発行会社の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、当ファンドの基準価額は下落し、損失を被ることがあります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいは当ファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合には当ファンドの基準価額の下落要因となります。一般的に新興国の株式は、市場規模や取引量が小さく、投資環境によっては機動的な売買が行えないことがあります。

カントリー・ リスク

株式等の発行国・地域の政治や経済、社会情勢等の変化（カントリー・リスク）により金融・証券市場が混乱して、株価が大きく変動する可能性があります。新興国のカントリー・リスクとしては主に以下の点が挙げられます。

- ・先進国と比較して経済が一般的に脆弱であると考えられ、経済成長率やインフレ率等の経済状況が著しく変化する可能性があります。
- ・政治不安や社会不安、他国との外交関係の悪化により海外からの投資に対する規制導入等の可能性があります。
- ・海外との資金移動に関する規制導入等の可能性があります。
- ・先進国とは情報開示に係る制度や慣習等が異なる場合があります。

この結果、新興国の株式等への投資が著しく悪影響を受ける可能性があります。

上記のリスクは主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。

その他の留意点

- ・投資信託(ファンド)の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益率を示すものではありません。
- ・受益者の個別元本によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。
- ・当ファンドのお取引に関しては、クーリングオフ(金融商品取引法第37条の6の規定)の適用はありません。
- ・当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

リスクの管理体制

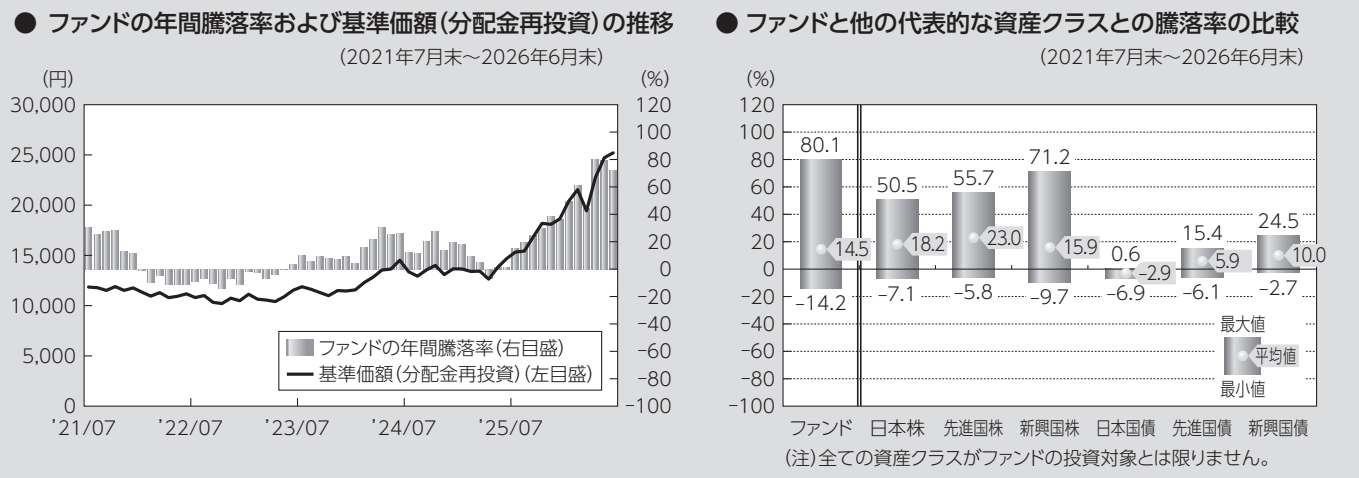
委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会においてそれらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を検討しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

なお、運用委託先で投資リスクに対する管理体制を構築していますが、委託会社においても運用委託先の投資リスクに対する管理体制や管理状況等をモニタリングしています。

■ 代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標準又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標準又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

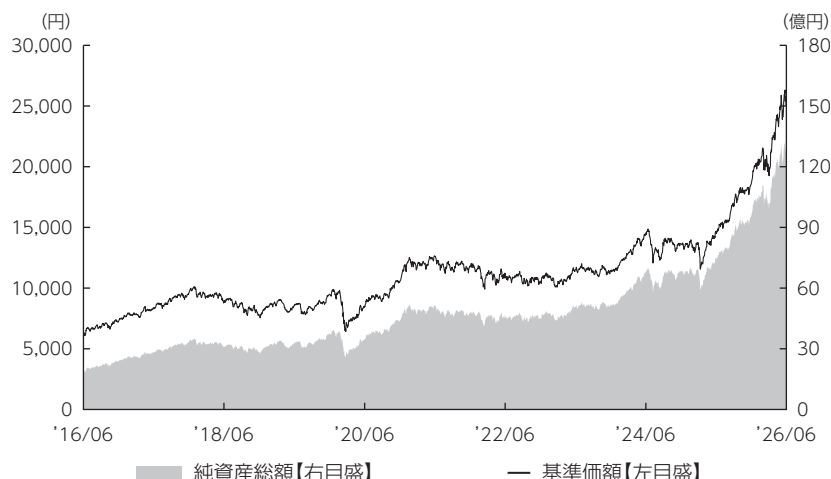
(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。



運用実績

2026年6月30日現在

■ 基準価額・純資産の推移 2016年6月30日～2026年6月30日



・基準価額は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■ 基準価額・純資産

基準価額	25,207円
純資産総額	126.6億円

・純資産総額は表示桁未満切捨て

■ 分配の推移

2026年 6月	0円
2025年12月	0円
2025年 6月	0円
2024年12月	0円
2024年 6月	0円
2023年12月	0円
設定来累計	0円

・分配金は1万口当たり、税引前

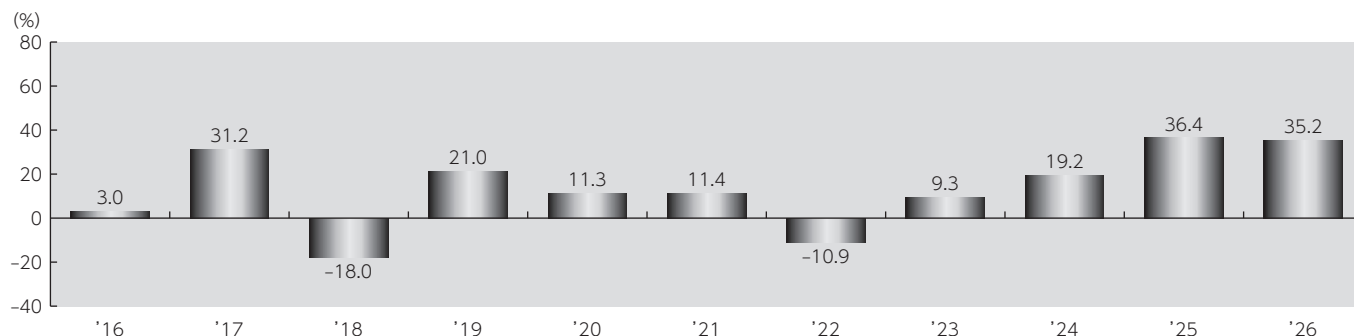
■ 主要な資産の状況

組入上位通貨	比率
1 ニュー台湾ドル	21.1%
2 韓国ウォン	19.9%
3 アメリカドル	13.1%
4 インドルピー	10.9%
5 中国元	10.7%
6 香港ドル	9.7%
7 ブラジルレアル	2.6%
8 トルコリラ	1.4%
9 メキシコペソ	1.4%
10 南アフリカランド	1.2%

組入上位銘柄	業種	国・地域	比率
1 TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	半導体・半導体製造装置	台湾	9.3%
2 SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	韓国	8.6%
3 SK HYNIX INC	半導体・半導体製造装置	韓国	8.4%
4 NAURA TECHNOLOGY GROUP CO-A	半導体・半導体製造装置	中国	5.5%
5 QUANTA COMPUTER INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	台湾	4.7%
6 TENCENT HOLDINGS LTD	メディア・娯楽	香港	2.8%
7 ASPEED TECHNOLOGY INC	半導体・半導体製造装置	台湾	2.6%
8 MEDIATEK INC	半導体・半導体製造装置	台湾	2.6%
9 JSC KASPI.KZ ADR	金融サービス	アメリカ	1.3%
10 CORP INMOBILIARIA VESTA-ADR	不動産管理・開発	アメリカ	1.2%

・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
・外国株式の業種は、GICS(世界産業分類基準)によるもの。Global Industry Classification Standard ("GICS")は、MSCI Inc.とS&Pが開発した業種分類です。GICSに関する知的財産所有権はMSCI Inc.およびS&Pに帰属します。
・「国・地域」は原則、発行通貨ベースで分類しています。(ただし、発行通貨がユーロの場合は発行地)

■ 年間収益率の推移



・収益率は基準価額で計算
・2026年は年初から6月30日までの収益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。



手続・手数料等

お申込みメモ

購 入 単 位	販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額 ※基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。
購 入 代 金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
換 金 単 位	販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額
換 金 代 金	原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目から販売会社においてお支払いします。
申 込 不 可 日	ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行のいずれかが休業日の場合には、購入・換金はできません。
申 込 締 切 時 間	原則として、午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。 なお、販売会社によっては異なる場合があります。
購 入 の 申 込 期 間	2026年3月14日から2027年3月12日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。
換 金 制 限	当ファンドの資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件3億円を超える換金はできません。
購入・換金申込受付の 中 止 及 び 取 消 し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、 購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を 取消すことがあります。
信 託 期 間	無期限(2007年12月14日設定)
繰 上 償 還	以下の場合等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。 ・当ファンドの受益権の総口数が、当初設定時の10分の1または30億口を下回ることとなった場合 ・当ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決 算 日	毎年6・12月の13日(休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	年2回の決算時に分配を行います。 販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。
信 託 金 の 限 度 額	700億円
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、ホームページ(https://www.am.mufig.jp/)に掲載します。
運 用 報 告 書	毎決算後および償還後に交付運用報告書が作成され、販売会社を通じて知れている受益者に交付されます。
課 税 関 係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に「NISA(少額投資非課税制度)」の適用対象 となります。 ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象です。 販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にご確認ください。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

● ファンドの費用・税金

● ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	支払先	購入時手数料	対価として提供する役務の内容
	販売会社	購入価額に対して、 上限3.30%(税抜 3.00%) (販売会社が定めます)	当ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等
(購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。)			
信託財産留保額	換金受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% をかけた額		

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	日々の純資産総額に対して、 年率2.0570%(税抜 年率1.8700%) をかけた額 $1\text{万口当たりの信託報酬} = \text{保有期間中の平均基準価額} \times \text{信託報酬率} \times (\text{保有日数} / 365)$ ※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。		
	各支払先への配分(税抜)は次の通りです。		
	支払先	配分(税抜)	対価として提供する役務の内容
	委託会社	1.0000%	当ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
	販売会社	0.8000%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
その他の費用・手数料	受託会社	0.0700%	当ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等
	※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。		
	●運用指図権限の委託先への報酬 委託会社が受取る運用管理費用からマザーファンドの計算期間終了のつど支払うものとし、その報酬額は、マザーファンドの日々の純資産総額に以下の年率をかけた額とします。		
	第1および第2計算期間		0.7%
	第3計算期間以降	300億円以下の部分に対して	0.8%
		300億円超の部分に対して	0.7%
その他の費用・手数料	以下の費用・手数料についても当ファンドが負担します。 ・監査法人に支払われる当ファンドの監査費用 ・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料 ・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用 ・その他信託事務の処理にかかる諸費用 等 ※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。		

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、当ファンドの基準価額に反映されます。毎決算時または償還時に当ファンドから支払われます。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、当ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

●税金

税金は、以下の表に記載の時期に適用されます。この表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は、2026年6月末現在のものです。

※「NISA(少額投資非課税制度)」をご利用の場合

NISAは、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問合わせください。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は、上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間(以下「当期間」といいます。)(2025年12月16日～2026年6月15日)における当ファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
2.29%	2.05%	0.24%

(比率は年率、表示桁数未満四捨五入)

※当期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。)を当期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除しています。

詳細につきましては、当期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

MEMO

[illegible]



目論見書を読み解くガイド

https://www.am.mufg.jp/basic/first_time/faqpoint/index.html